

## 熊本県私立学校経常費補助金交付要項

### (趣 旨)

第1条 知事は、私立学校の教育の振興を図るため、私立の中学校、高等学校及び幼稚園の設置者並びに幼保連携型認定こども園を設置する学校法人（以下「設置者」という。）に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付については、私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）及び熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

### (補助対象経費等)

第2条 補助金の交付の対象経費は、私立の高等学校、中学校、幼稚園及び幼保連携型認定こども園の経営に要する経常的経費（当該年度中に満3歳に達し、途中入園した園児の保育に要する経費を含む。）、人権・同和教育主担者給与等経費及び過疎対策特別経費とする。

2 前項に規定する経費の範囲は、学校法人会計基準（昭和46年文部省令第18号）第10条に規定する資金収支計算書に記載する次の各号の支出科目に対応する経費とする。

- (1) 人件費支出（役員報酬支出、退職金支出を除く。）
- (2) 教育研究経費支出（奨学費支出を除く。）
- (3) 管理経費支出
- (4) 借入金等利息支出
- (5) 設備関係支出

3 第1項に規定する人権・同和教育主担者給与等経費に対する補助金の対象校は、学校長が当該校における人権・同和教育の主務者として校務分掌の中に位置づけた教員を設置している高等学校とする。

4 第1項に規定する過疎対策特別経費に対する補助金の対象校は、別に定める高等学校とする。

5 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の特定教育・保育施設の確認を受けた施設（以下「施設型給付園」という。）に対する補助は、当該施設が幼稚園教諭第一種免許状の保有の促進を行っている場合及び当該施設の設置者が財務状況の改善に向けての取組みを行っている場合のみ、それらの実績に対して別に定める配分基準に基づき行うものとする。

### (補助金の不交付等)

第3条 知事は、規則第4条第1項に規定する調査の結果、設置者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の全部又は一部を交付しないものとする。

- (1) 法令の規定、法令の規定に基づく知事の処分又は寄附行為に違反したものの。
- (2) 経理その他事務処理が著しく適正を欠いているものの。
- (3) 管理運営が著しく適正を欠いているものの。
- (4) その他知事が補助金の全部又は一部を交付することが不相当と認めるものの。

(補助金の配分基準等)

第4条 補助金の配分に必要な基準等は、別に定める。

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項の添付書類は、次の各号のとおりとする。

(1) 収支予算書

(2) 学則(幼稚園にあつては園則)

3 施設型給付園の規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式-2によるものとする。

4 施設型給付園の規則第3条第2項の添付書類は次の各号のとおりとする。

(1) 実績報告書(別記第5号様式-2)

(2) 園則

5 第1項及び第3項の申請書の提出期限は、知事が別に定めるものとし、その提出部数は、1部とする。

(補助金の交付決定)

第6条 規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

2 施設型給付園の規則第6条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(別記第2号様式-2)により行うものとする。

(交付決定の変更)

第7条 規則第7条第1項の変更事由は、補助金の額の算定基礎に用いた数に変更又は錯誤があり、補助金の額に変更を生じる場合とし、変更申請書は別記第3号様式によるものとする。

2 規則第7条第3項において準用する第6条の規定による変更の決定通知は、変更交付決定通知書(別記第4号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して15日を経過した日までとする。

(実績報告)

第9条 規則第13条の実績報告書は、別記第5号様式によるものとする。

2 規則第13条の添付書類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 事業実績書 別記第6号様式

(2) 収支計算書

学校法人会計基準に規定する様式とする(設置者が学校法人の場合にあつては、学校法人監事の監査報告書の写しを添付する。)

(3) 学校法人化措置状況報告書(該当する設置者に限る。)別記第7号様式

3 施設型給付園の規則第13条の実績報告書は、別記第5号様式-2によるものとし、補助金交付申請書の添付資料として提出するものとする。

4 第1項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定のあった年度の翌年度の5月31日とし、その提出部数は、1部とする。

(補助金の額の確定)

第10条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、補助金交付確定通知書(別記第8号様式)により行うものとする。

(補助金の請求等)

第11条 補助金は、概算払いを行うことができるものとする。

2 規則第16条第1項の請求書は、別記第9号様式によるものとする。

3 施設型給付園の規則第16条第1項の請求書は、別記第9号様式-2によるものとする。

(流用等の禁止)

第12条 補助金の交付を受けた設置者は、当該補助金を第2条に規定する経費のほかに使用し、又は他の目的に使用してはならない。

2 補助金の交付を受けた設置者が2以上の学校を設置する場合にあっては、当該補助金を当該設置者が設置する学校相互間に流用してはならない。

(補助金の特例)

第13条 前年度の補助金について、補助金の額の算定の基礎に用いた数に錯誤があり、補助金の額に変更が生じた場合は、それぞれの私立学校について、変更すべき額を第4条により算定した当該私立学校に係る当年度又は翌年度の補助金の額に加算し、又はこれから減額した額をもって当該年度又は翌年度における補助金の額とすることができる。

(学校法人以外の設置者に対する措置)

第14条 補助金の交付を受けた設置者で学校教育法(昭和22年法律第26号)附則第6条の規定により私立の幼稚園を設置する者(以下「学校法人以外の設置者」という。)は、当該補助金の交付を受けた日の属する年度から当該補助金に係る幼稚園の経営に関する会計を他の会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。この場合において、その年度については、私立学校法(昭和24年法律第270号)第48条の規定を準用するものとする。

2 前項の規定による特別の会計の経理に当たっては、学校法人会計基準に基づき会計処理を行い、当該会計に係る収入を他の会計に係る支出に充ててはならない。

3 昭和56年度以降に私立の幼稚園の経営に要する経常的経費に対する補助金の交付を受けている学校法人以外の設置者は、当該補助金の交付を受けることとなった翌年度の4月1日から起算して5年以内に、当該補助金に係る幼稚園が学校法人によって設置されるよう措置しなければならない。

(証拠書類の保管期間)

第15条 規則第23条に規定する別に定める期間は、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(雑 則)

第16条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要項は、昭和61年6月6日から施行し、昭和61年4月1日から適用する。
- 2 私立学校経常費補助金交付要項（昭和54年3月7日制定）は、廃止する。
- 3 昭和56年度前に私立の幼稚園の経営に要する経常的経費に対する補助金の交付を受けている学校法人以外の設置者は、この要項に基づく補助金の交付を申請するときまでに、その者の設置する幼稚園が学校法人によって設置されるよう措置しなければならない。

附 則

この要項は、平成4年6月9日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成6年7月6日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成7年2月15日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成8年2月15日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成9年2月10日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成10年1月29日から施行し、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成10年6月17日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成10年12月24日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成12年3月6日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成13年2月23日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成13年3月6日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成14年8月20日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年3月13日から施行する。

附 則

この要項は、平成28年1月18日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成28年12月5日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

別記第1号様式（第5条関係）

第 号  
平成 年 月 日

熊本県知事 様

設置者住所  
氏 名 印

平成 年度熊本県私立学校経常費補助金（第 回配分）交付申請書  
平成 年度熊本県私立学校経常費補助金（第 回配分）の交付を受けたい  
ので、熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本県私立学校経常費補助金交付要  
項第5条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

（内 訳）

学 校 名	補助金額（円）
合 計	

（添付書類）

- 1 収支予算書
- 2 学則（幼稚園にあっては園則）

別記第1号様式-2 (第5条関係)

平成 第 年 月 日

熊本県知事 様

設置者住所  
氏 名 印

平成 年度熊本県私立学校経常費補助金交付申請書  
平成 年度熊本県私立学校経常費補助金の交付を受けたいので、熊本県補助金等交付規則第3条及び熊本県私立学校経常費補助金交付要項第5条の規定により関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

補助金交付申請額 金 円

(内 訳)

学 校 名	補助金額 (円)
合 計	

(添付書類)

- 1 実績報告書
- 2 園則

別記第2号様式（第6条関係）

平成 年 月 日  
第 号

（申請者） 様

熊本県知事

平成 年度熊本県私立学校経常費補助金（第 回配分）交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました平成 年度熊本県私立学校経常費補助金（第 回配分）については、熊本県補助金等交付規則第4条の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第6条の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

（内訳）

学 校 名	補助金額（円）
合 計	

別記第2号様式-2 (第6条関係)

平成 年 月 日  
第 号

(申請者) 様

熊本県知事

平成 年度熊本県私立学校経常費補助金交付決定通知書  
平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました平成  
年度熊本県私立学校経常費補助金については、熊本県補助金等交付規則第4条  
の規定により、下記のとおり交付することに決定しましたので、同規則第6条  
の規定により通知します。

記

補助金交付決定額 金 円

(内訳)

学 校 名	補助金額 (円)
合 計	

別記第3号様式（第7条関係）

平成 年 月 日  
第 号

熊本県知事 様

（設置者住所）

（氏 名）

印

平成 年度熊本県私立学校経常費補助金変更申請書  
平成 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定のあった平成 年度熊本県私立学校経常費補助金について、下記のとおり変更したいので、熊本県補助金等交付規則第7条及び熊本県私立学校経常費補助金交付要項第7条の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円  
（うち前回までの申請額 金 円）

（内 訳）

学 校 名	補助金額（円）
合 計	

- 2 変更の理由

別記第4号様式（第7条関係）

第 号  
平成 年 月 日

（申請者名） 様

熊本県知事

平成 年度熊本県私立学校経常費補助金変更交付決定通知書  
平成 年 月 日付け 第 号で申請のありました平成 年度  
熊本県私立学校経常費補助金事業の計画変更については、熊本県補助金等交付  
規則第7条第2項の規定により承認し、下記のとおり変更することに決定しま  
したので、同条第3項の規定により準用する同規則第6条の規定により通知し  
ます。

記

補助金交付決定額 金 円  
（うち前回までの交付決定額 金 円）

（内訳）

学校名	補助金額（円）	前回までの交付決定額（円）
合 計		

別記第5号様式（第9条関係）

第 号  
平成 年 月 日

熊本県知事 様

設置者住所  
氏 名 印

平成 年度熊本県私立学校経常費補助金実績報告書  
平成 年 月 日付け 第 号、平成 年 月 日付け  
第 号及び平成 年 月 日付け 第 号の交付決定通知に基づ  
き平成 年度熊本県私立学校経常費補助金に係る事業を実施したので、熊本  
県補助金等交付規則第13条及び熊本県私立学校経常費補助金交付要項第9条  
の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

- 1 事業実績書
- 2 収支計算書
- 3 学校法人化措置状況報告書（該当する設置者に限る。）

別記第5号様式－2（第9条関係）

平成 第 年 月 日  
第 号

熊本県知事 様

設置者住所  
氏 名 印

平成 年度熊本県私立学校経常費補助金実績報告書

平成 年度熊本県私立学校経常費補助金に係る事業を実施したので、熊本県補助金等交付規則第13条及び熊本県私立学校経常費補助金交付要項第9条の規定により、関係書類を添えてその実績を報告します。

添付書類

1 熊本県私立学校経常費補助金特別分算定資料

平成 年度熊本県私立学校経常費補助金事業実績書

設置者名

1 総括表 (単位：円)

区分	学校名				計
補助金額					
補助対象経費					

2 対象経費の内訳 (単位：円)

区分	学校名				計
<b>人件費支出</b>					
教員人件費支出					
職員人件費支出					
<b>経費支出</b>					
消耗品支出					
教材費支出					
光熱水費支出					
旅費交通費支出					
車両燃料費支出					
福利費支出					
保健衛生費支出					
通信運搬費支出					
印刷製本費支出					
新聞雑書費支出					
修繕費支出					
損害保険料支出					
賃借料支出					
公租公課費支出					
広報費支出					
諸会費（負担金）支出					
会議費支出					
渉外費支出					
報酬・委託・手数料支出					
生徒活動費支出					
補助活動費支出					
雑費支出					
<b>借入金等利息支出</b>					
借入金利息支出					
学校債利息支出					
<b>設備関係支出</b>					
機器備品支出					
図書支出					
車両支出					
ソフトウェア支出					
<b>合 計</b>					

別記第7号様式（第9条関係）

学校法人立以外の幼稚園の学校法人化措置状況報告書  
 幼稚園名  
 設置者名

学校法人化のための資産の充実状況	園地を取得した。	所在地	m <sup>2</sup>
	園舎を取得した。	所在地	m <sup>2</sup>
	私立学校振興助成法附則第2条第3項の特別会計（幼稚園会計）に自己財産を繰り入れた。		千円
	上記の特別会計で学校法人化のための積立を行った		千円
	園地、園舎の取得のために具体的に貸主と交渉した。 (具体的に)		
学校法人化のための方策の検討状況	園内で検討会を行った。 (具体的に)		
	学校法人化のための外部での研修会等へ参加した (具体的に)		
	これまでは特別な措置をしなかったが、平成年度にする計画を策定した。 (具体的に)		
	その他 (具体的に)		

(注) 幼稚園ごとに別様として作成すること。

別記第8号様式（第10条関係）

第 号  
平成 年 月 日

様

熊本県知事

平成 年度熊本県私立学校経常費補助金交付確定通知書  
平成 年 月 日付け 第 号で交付決定した平成 年度熊本  
県私立学校経常費補助金については、熊本県補助金等交付規則第14条の規定  
により、下記のとおりその額を確定しましたので通知します。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 金 | 円 |

別記第9号様式（第11条関係）

平成 年 月 日  
第 号

熊本県知事 様

設置者住所  
氏 名 印

平成 年度熊本県私立学校経常費補助金（第 回配分）請求書  
平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった平成  
年度熊本県私立学校経常費補助金（第 回配分）として、下記の金額を交付  
されるよう熊本県補助金等交付規則第16条の規定により請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

(内 訳)

学 校 名	補助金額 (円)
合 計	

(概算払いを必要とする理由)

別記第9号様式-2 (第11条関係)

平成 年 月 日  
第 号

熊本県知事 様

設置者住所  
氏 名 印

平成 年度熊本県私立学校経常費補助金請求書  
平成 年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった平成 年  
度熊本県私立学校経常費補助金として、下記の金額を交付されるよう熊本県補助  
金等交付規則第16条の規定により請求します。

記

補助金交付請求額 金 円

(内 訳)

学 校 名	補助金額 (円)
合 計	